

輪島市監査公表第38号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年2月20日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年1月31日（水） 教育委員会文化課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○埋蔵文化財成果品の保存については、可能であれば一括集中して保管できる場所の確保が望ましいと思われる。旧門前町分の成果品については、現在施工中の総合支所改修工事完了後、庁舎2階に展示される予定とのことであるが、旧輪島市分については、依然として分散保管状態が続くこととなる。集中管理による適正な保管について、廃校となった学校等の公共施設の再利用も含めて検討されることを望むものである。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。